

議事日程第6号

平成30年9月21日(金)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第62号から第64号まで及び第67号から第69号まで)

委員長報告(総務、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第70号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第71号から第74号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議員派遣の件

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 畠山隆之
副事務局長 杉本一也

主 席 主 査 三 浦 大 作
主 査 吉 田 平

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	笠 井 潤
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	船 木 道 晴	市民福祉部長	柏 崎 潤 一
観光文化スポーツ部長	藤 原 誠	産業建設部長	佐 藤 透
教 育 次 長	目 黒 雪 子	企 業 局 長	木 元 義 博
企画政策課長	八 端 隆 公	総 務 課 長	山 田 政 信
財 政 課 長	田 村 力	税 務 課 長	原 田 徹
福 祉 課 長	小澤田 一 志	生活環境課長	伊 藤 文 興
観 光 課 長	清 水 康 成	文化スポーツ課長	鎌 田 栄
農林水産課長	武 田 誠	病院事務局長	菅 原 長
会 計 管 理 者	菅 原 信 一	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	鈴 木 健	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 2時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

議案第65号男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について及び議案第66号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例については、産業建設委員長から、会議規則第110条の規定により、なお審査を要するため、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。本件については、産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号及び第66号については、産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2 議案第62号から第64号まで及び第67号から第69号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第62号から第64号まで及び第67号から第69号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

【12番 進藤優子君 登壇】

○12番（進藤優子君） 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第64号男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、条例改正により不均一課税の対象範囲が拡大する。これは東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場の創出を目的としてのことと認識しているが、対象となる案件はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑があり、当局から、全業種を対象に、本市に本社機能の移転や拡充をするため一定要件を備えた固定資産を取得した場合に不均一課税の対象となるが、現在、条例に該当するような企業の動きは把握していないとの答弁がありました。

さらに委員より、全自治体がほぼ同じ制度を設ける中で、企業誘致における本市の優位性について質疑があり、当局から、東京23区から本社機能を移転した場合、本市では不均一課税としているが、県内では、大館市、由利本荘市、潟上市、美郷町が課税免除を行っている。この部分については、男鹿市商工業振興促進条例及び男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例等の活用により対応していくこととしているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。7番船木正博君

【7番 船木正博君 登壇】

○7番（船木正博君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第67号市道の廃止について及び議案第68号市道の認定についてであります。

本2件は、県からの移管に伴い、大堤下千間、八郎新田線など2路線、延長4,167メートルの市道を廃止するとともに、県からの移管等に伴い、大堤下千間、八郎新田線など3路線、延長4,389メートルの市道を認定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。2番笹川圭光君

【2番 笹川圭光君 登壇】

○2番（笹川圭光君） 予算特別委員会に付託されました議案第69号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る10日に開会し、予算に係る説明を受けた後、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、男鹿駅周辺土地利用基本計画の策定にあたって、委託業者と市民の意見を調整し、いかにして取りまとめるのかなど、土地利用に係る市長の考え及び具体的手法について。

第2点として、旧桜島苑の除却に関し、アスベスト処理対応のため、追加補正を行ったことに係る当初予算編成時の現地確認等のあり方について。

第3点として、潟西南部線廃止後の市単独運行バス及びスクールバスの具体的な運行形態について。

第4点として、道の駅オガレに係るさまざまな指摘への対応及び農林水産業等の産業振興につなげる全庁的な取り組みの強化並びに施設の魅力向上について。

第5点として、体育施設有料化に係る利用料金の積算根拠及び有料化によるスポーツ合宿制度への影響について。

第6点として、体育施設有料化にあたっての市民、利用団体への説明、理解及び年間のフリーパス等の年代別、利用形態等に合わせた料金設定の検討について。

第7点として、農地農業用施設災害復旧に係る支援策並びに災害復旧補助対象基準の見直し及び個人負担の軽減について。

第8点として、ポークランドグループの企業誘致としての位置づけ及び具体的誘致策についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。10番佐藤誠君

【10番 佐藤誠君 登壇】

○10番（佐藤誠君） 決算特別委員会に付託されました議案第62号平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第63号平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日開会し、正副委員長互選の後、会計管理者からの一般会計及び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

はじめに、議案第62号についてであります。

男鹿市中小企業振興資金融資あっせん制度について。

第1点として、本制度の概要及び市が金融機関に預託している2億7,200万円の必要性について。

第2点として、本制度の原資となる預託金2億7,200万円の積算根拠について。

第3点として、一般事業資金等、本制度の3種の資金の現在の利用件数及び保証残高について。

第4点として、預託金に係る1年もの定期預金の利率について。

第5点として、金融機関及び秋田県信用保証協会等との協議による預託金の減額及び金融機関における貸付限度額の引き上げの可能性について。

第6点として、本制度に中小企業創業資金を創設した経緯についてなどの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第62号平成29年度男鹿

市一般会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号についてであります。

第1点として、介護予防に係る訪問及び通所サービスが総合事業へ移行したことによる事業者の負担増等の現状及び今後の介護保険制度に係る方向性について。

第2点として、健診受診率の向上対策及び健康ポイント制度との連携について。

第3点として、子育て支援等として第3子以降の国民健康保険税均等割に係る基準見直し等への考え方について。

第4点として、介護に係る住所地特例の要因、改善策等の検討について。

第5点として、地域包括ケアシステム推進に係る医療、介護等多職種連携への取り組みについて。

第6点として、地域医療の確保のための診療所事業の存続等に係る今後の方向性について。

第7点として、過去3カ年の一般会計等の決算不認定を踏まえた、平成29年度における公金着服事件への対応と今後の考え方について。

第8点として、公金着服事件に係る一般、各特別会計における現金不足処理及び一般会計決算書調製における現金不足額の記載について。

第9点として、公金着服事件を踏まえての税業務に係る監査委員としての検証について。

第10点として、監査意見書で示した「積極果敢な施策事業の展開」の具体的考え方について。

第11点として、行政コスト引き下げに係る監査委員としての考え方についてなどの質疑に対して、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第63号平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第62号から第64号まで及び第67号から第69号までを一括して採決いたします。本6件に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本6件は、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号から第64号まで及び第67号から第69号までは、原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第70号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第70号の上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第70号平成30年度男鹿市一般会計予算補正(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) ただいま議題となりました議案第70号平成30年度男鹿市一般会計予算補正(第4号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、今月4日の台風21号により被害を受けた文教施設等の災害復旧費を措置したもので、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、補正後の予算総額を15億3,960万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは私から、議案第70号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億3,960万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.1パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。20款繰越金1項繰越金は530万円の追加で、前年度繰越金であります。

以上の結果、歳入合計は530万円を追加し、予算の総額を158億3,960万円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率を申し上げますと、一般財源72.7パーセント、特定財源27.3パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

4款衛生費1項保健衛生費は27万2,000円の追加で、斎場の修繕料であります。

5款労働費1項労働諸費は59万1,000円の追加で、旧総合技能センター災害復旧費であります。

10款教育費5項社会教育費は77万1,000円の追加で、民俗史料収蔵庫災害復旧費などあります。

11款災害復旧費は366万6,000円の追加であります。2項公共土木施設

災害復旧費は58万円の追加で、倒木撤去の手数料であります。

3項文教施設災害復旧費は308万6,000円の追加で、学校施設等の災害復旧費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様530万円を追加し、予算の総額を158億3,960万円とするものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費66.0パーセント、投資的経費10.0パーセント、その他の経費24.0パーセントであります。

以上で議案第70号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番三浦利通君

○15番（三浦利通君） 今回の補正予算の関連でお尋ねいたします。

先ほどあったように、台風21号の被害。今回の補正予算については公共施設の建物等が中心ですけれども、予算委員会の日でしたか、市長からも、あの時点での農産物の被害の状況がそれなりに報告がありました。ただし、あの時点では被害の実態っていうか、正確な被害額等についてはまだ出ておらない時期で、この後、被害、そういうものが確定すれば報告するっていうことでしたけれども、特に、ご案内のように被害の大きいのは、梨を生産されている農家、さらには花の露地栽培等の被害が大きいようですけれども、で、あの台風過ぎ去った以降、3割から4割ぐらいっていうようなことでしたが、ここへ来て被害の状況っていうのは、さらに大きいというか深刻みたいなお話を承っております。で、木に落とされないでついているものも、結構傷がついて出荷できない。さらには、この後、特定の品種が出てくるんですけれども、どうも塩害により、その後、成長っていうか大きくなってない。生育がストップしてる。さらには、それらの遅い品種ほど被害額、落下したのも大きい等々の理由で、やっぱり甚大な梨農家については被害が今明確になりつつあるわけなんですけれども、こういう状況を受けて、市として、この後どういうふうな、被害の状況、現時点での実態をどういうふうにつかんでいるかとあわせて、どういうふうな支援をしていくのか。というのは、当然やっぱり共済のそれなりの手当が、カバーがあろうかと思えますけれども、それにしても最大8割補償しかないってなことで、なかなか農家として

は、再生産できるようなそういう収支の状況っていうのは見込まれないんでないかなってなことで、まあかつてもあったように、こういう災害等を受ければ、まず何だかんだいっても税を通した中で支援資金的なやつも出す。準備して、農家の要求に応じなければいけないんでねえがなってな気がしますが、それにしても時期的に、この後、対議会、予算を組んでそれが必要だっていうようなことであっても、恐らく12月定例会ってなことになるかと思えますけれども、等々のそういうこう支援策っていうのは、現時点でどういうふうにして当局はお考えになっているのか。

あわせて、前後しますけれども、対共済組合に、県の共済連とかそういうふうな機関にも、よりその働きかけっていうのは当然必要なんでねえかなっていうような、ああいう関係機関も、ややもすれば農家が期待できるような結果っていうのは、黙ってれば出してくれないっていうのが過去の例でもありますので、その辺についての考え方についてもお答えいただきたいと思えます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、当初の速報値に比べれば現在の状況はかなり深刻な状況にあるという認識を持っております。まずは共済の方の調査、JA含めた調査の結果をもって、市として何らかの支援が必要なほどの被害であるという判断があれば、そのところでまた検討していきたいという具合に考えておりますが、まずは被害の全体の状況、これから出荷の時期を迎えますので、その辺のところでは実態を把握してからの対応になろうかと思えます。年度末、年末を迎えますので、いいタイミングでということは当然あろうかと思えますが、いろんな手続もございますので、その辺については協議してまいりたいと思えます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 部長、まあお役所の答弁としてはそういうことでしょうか、私が先ほど言ったように、もう既に皆さん担当部課長わかってるかと思えます、幸水っていうのはおおむね終了したはずですが、そうすれば、ここ、平年時と出荷量、金額等に照らし合わせれば、まあ幸水が恐らく今6割前後ぐらいの品種構成占めておりますので、大体の状況っていうのはわかるはず。なぜ受け身でよ、まあJAなるのか

管理組合、梨組合になるのか、そっちの方からの要請とか動きがあれば、はじめて対処する、対応するっていうのは、これは極めて先ほど言ったようにお役所的な発想で、で、なぜそんなこと私から強く言わせるのかって、やっぱり男鹿の今農業関係、米以外の農作物の中では、極めて梨っていうのは重要な品目で、じゃあ梨とかメロンを除けば何があるのかと。こういうやっぱり特産物を栽培してる農家が、何とかこのことで意欲を失わないで再生産できるような可能性をやっぱり今からよ、想定される過去の災害等を振り返ってみれば、何を市ができるのか、すべきかっていうのは、当然やっぱり予想された具体の課題って出てくらんでねえがなと思うんだけど、もう一回、あなたの考え方、答弁お聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

確かに過去の例等もありますので、その分については、事情を聴取しながら前向きに検討していきたいと思っております。お願いします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） まず前向きとかっていうのは、そういう言葉を使わないで、もうがりっとやっていただければ幸いです。よろしくお願いします。終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第71号から第74号までが提出されました。この際、本4件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第71号から議案第74号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第71号から第74号までの人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第71号から議案第74号までの人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第71号から議案第73号までは、本市人権擁護委員の佐藤信子氏、大高正人氏及び小玉亜紀子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として、畠山喜代和氏、三浦源藏氏及び渡部恵子氏を推薦いたしたいというものであります。

議案第74号は、同じく人権擁護委員の古仲宗雲氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。畠山喜代和氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。議案第71号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第72号を採決いたします。三浦源藏氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第73号を採決いたします。渡部恵子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。古仲宗雲氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時35分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 小 松 穂 積

議 員 船 木 正 博

議 員 佐 藤 巳 次 郎